

## 2. 地区整備計画

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の名称	地区Ⅰ	地区Ⅱ	地区Ⅲ
		地区の面積	約 11ha	約 77ha	約 4ha
	建築物等の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 ・ マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売所その他これらに類するもの（建築基準法別表2（ほ）第2号）。ただし、マージャン屋、ぱちんこ屋については、これに供する床面積が、建築物の延べ床面積の1/2以下の場合を除く。 ・ キャバレー、料理店その他これらに類するもの（建築基準法別表2（り）第2号）。 ・ 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの（建築基準法別表2（り）第3号）。			
	敷地面積の最低限度	—	3,000 m <sup>2</sup> ただし、既開発区域、軌道下、駅舎部は除く	—	—

「区域は、計画図表示のとおり」

## 計 画 図

